

月／日 (曜日)	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 (担当課長名)	その他の 配布先
12／12 (火) 10:00	神戸県民センター 神戸土木事務所 宅建業課	ダイヤルイン 078-737-2196	神戸土木事務所 所長 作田 良文 (宅建業課長 長谷川 美穂)	—

宅地建物取引業者に対する監督処分について

JEI-HOUSEの宅地建物取引業法（以下「法」という。）違反について、兵庫県神戸県民センターは、令和5年12月5日、同社に対し、法に基づく監督処分を行いました。

記

1 処分内容

法第65条第2項に基づく業務停止

(1) 業務停止期間

令和5年12月21日から令和5年12月27日までの7日間

(2) 業務停止の範囲

宅地建物取引業に関する一切の業務

2 処分理由

被処分者は、専任の宅地建物取引士が不在の期間であるにもかかわらず、令和2年5月10日付け建物賃貸借契約の媒介を行い、重要事項説明書の「説明をする宅地建物取引士」欄に、宅地建物取引士の資格がない者が記名押印し、交付・説明を行っていた。

このことは、法第35条第1項本文の規定に違反する。

(参考) JEI-HOUSE 代表者 宮川 淳司

本店所在地：神戸市灘区泉通1-1-10

免許証番号：兵庫県知事(5)第10759号